

令和元年(2019年)度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価

B

■ 拠出金の概要

1 拠出金名	国際刑事裁判所被害者信託基金拠出金
2 拠出先国際機関名	国際刑事裁判所被害者信託基金
3 拠出形態	<input type="checkbox"/> ノンイヤマーク <input checked="" type="checkbox"/> イヤマーク
4 拠出規模 (令和元年度当初予算額)	6,800 千円 〔 日本の拠出率 1.9%(2017年7月～2018年6月) 拠出額の順位 8位(同期間の日本の拠出 52,754 ユーロから算出) 〕 <input checked="" type="checkbox"/> 本拠出金のみ <input type="checkbox"/> 他の拠出金も含む
5 国際機関等の概要	(1) 設立年・経緯, 加盟国等の数, 本部所在地, 目的・マンデート 近年の国際社会における人権意識の高まりを背景に, 最も重大な刑事犯罪の処罰に加えて, 同犯罪の被害者に対する救済を与えるべきとの声が強まる中, 国際刑事裁判所(ICC)被害者信託基金(TFV)は, 2002年, ICCローマ規程に基づき, ICC第1回締約国会議において設立された。TFVは, ICCの管轄権の範囲内にある犯罪の被害者及びその家族のために, ①裁判所の有罪判決に基づき被害者賠償を行うこと, 及び②ICCが管轄権を行使している事態において, 被害者及びその家族に身体的リハビリテーション, 精神的リハビリテーション及び物理的支援等を行うための基金であり, その資金は, 国家, 団体, 個人等からの任意拠出金等によって賄われる。 ICCの加盟国は現在122か国であり, 本部はオランダのハーグである。
	(2) 主要な活動分野 <input type="checkbox"/> 安全保障 <input type="checkbox"/> 軍縮不拡散・科学 <input type="checkbox"/> 国際経済・資源エネルギー <input checked="" type="checkbox"/> 司法 <input type="checkbox"/> 教育・文化 <input checked="" type="checkbox"/> 開発・人道 <input type="checkbox"/> 保健 <input type="checkbox"/> 環境・気候変動 <input type="checkbox"/> 地域協力 <input type="checkbox"/> その他()
6 拠出の用途及び目的	日本は, 2019年1月にTFVに拠出した約51,903ユーロ全額を性的暴力の被害者保護対策にイヤマークとしている。本拠出を通じてTFVによる被害者支援・賠償の活動を引き続き支援する。
7 担当課室	国際法局 国際法課

評価基準1 国際機関等の活動の成果・影響力

1-1 当該機関の戦略目標, 基本的な目標・計画・重点分野, 関連する国際課題(SDGsの関連ゴール・ターゲット, 国際基準・規範の形成等)等
・TFVは, ①被害者に対する支援及び賠償事業の実施, ②財政基盤の成長と維持可能性の確保, ③アドボカシー活動, ④効果的な事務局体制の構築, の4つを戦略目標として取り組んでいる。
1-2 1-1に基づく取組・活動(他の国際機関との連携等を含む。)
TFVの活動は, ICCで扱われる事件の被害者に対する賠償及び支援であり, ICCを通じた国際社会における法の支配の促進に寄与するものである。特に, 紛争下における性的暴力被害者の支援は, TFVの主要な活動分野の一つである。

<p>TFVは、被害者賠償制度が適切に運用されるべく、裁判所及び受益者(すなわち被害者)コミュニティとの間の信頼関係構築に尽力しており、理事長、理事が支援プロジェクト実施地域を定期的に視察し、ドナー国やICC締約国に対して年間を通じて適時に報告を行うほか、支援地域でアウトリーチ活動を行い、現地事業実施パートナー機関の能力構築を行うことにより、プロジェクトが適切に実施される体制を構築している。</p> <p>ICCが捜査、訴追を行う事件件数は増加傾向にあり(前年報告時の24件から27件に増加(これまでの累計))、TFVの支援対象が拡大しているほか、これまでに3件の有罪判決が確定し、被害者賠償事業が本格化していくこととなる。</p> <p>なお、TFVの活動は、ICCの管轄権の範囲内にある犯罪の被害者及びその家族のために、賠償・支援を独自に行うものである。</p>
<p>1-3 1-2の進捗・実績及びそれによって得られた成果</p> <p>2017年7月から2018年6月までの間(TFVによる直近の活動報告期間。2018年7月に報告書受領)、TFVは、有罪判決が未だ出されていない事案の被害者救済のため、ウガンダにおいて8件のプロジェクトを実施している。具体的には、被害者10,494人への精神的なリハビリテーションを行い、6,195人に改善が見られた。また、6,655人の被害者に対して身体的リハビリテーションを行い、2,939人が通常の生活を取り戻した。そのほか、666人の被害者には障害対応の補助器具を提供し、298人の「性とジェンダーに基づく暴力(SGBV)」被害者に医療(手術)を提供するなどした。</p> <p>また、有罪判決が確定した3件の事件のうち、コンゴ民のルバンガ事件については、ICC第一審裁判部が既に承認した425名の被害者以外に支援を要する被害者の特定を進めている(2017年12月の決定によって定められた賠償額1,000万米ドルのうち、TFVは300万ユーロを充当。)。また、同じくコンゴ民におけるカタンガ事件については、2017年3月に100万米ドルの賠償命令が出されており、TFVは賠償計画を提示している。さらに、マリのアルマデー事件については、2017年8月に270万ユーロの賠償命令が出され、被害者個人への賠償のほか、犯罪によって破壊された文化財の修復作業を通じた賠償なども行われることとなっており、その準備作業が進められている(TFVは80万ユーロを充当。)。コートジボワール及び中央アフリカ共和国では、新たな被害者支援プロジェクトを開始するための準備が進められている(2019年中に開始予定)。</p>
<p>1-4 (イヤマーク抛出のみ)イヤマーク抛出による取組・活動の進捗・実績及び得られた成果</p> <p>イヤマーク抛出については、コンゴ民におけるプロジェクト(紛争下の性的暴力被害者等に対する医療、カウンセリングの提供等)に割り当てられている。</p>

評価基準2 日本の外交政策上の有用性・重要性

<p>2-1 関連する日本の重要政策、外交戦略・重点分野等</p>
<p>① 関連する日本の重要政策(施政方針演説、外交演説、各種基本計画等のうち主なもの)</p> <p>・北大西洋理事会における安倍総理演説(平成26年5月6日)</p> <p>「女性の力」を最大限活かすこと。それは21世紀を平和で豊かな時代にしていくためのキーワードです。</p> <p>世界で、貧困を削減し、平和を促進し、社会に活力を与え、新しい成長のエンジンを与えるために、女性の活躍こそが最も重要視されなければならない。私は、「女性が輝く社会」の実現に意欲をもって取り組んでいます。昨年、国連総会でも申し上げたとおり、その重点政策のひとつとして、「平和と安全保障分野における女性の参画と保護」を推進しています。</p> <p>日本は、「人間の安全保障」の理念を重要視しています。</p> <p>アジア諸国を始め、途上国の女性の能力向上や母子保健、女性の権利の保護・促進等の分野で、地に足のついた支援を実施しています。21世紀の今日においても、武力紛争において多くの女性が心身にわたり癒やしがたい傷を負ってしまう事態が後を絶たないことは実に痛ましいことです。</p> <p>日本は、国際刑事裁判所の役割を重視し、被害者救済のための基金に拠出します。</p>
<p>② 日本外交の関連重点分野</p> <p>地球規模課題への対応(法の支配の強化への積極的取組)</p> <p>地球規模課題への対応(女性が輝く社会)</p>
<p>2-2 日本の外交政策を遂行する上での当該抛出の有用性・重要性及び日本の重要外交課題の遂行への貢献</p> <p>TFVの活動は、国際刑事法廷で扱われる事件の賠償・被害者支援であり、かかる活動を支援することは、日本の外交政策の柱である国際社会における法の支配の促進にも寄与するものである。また、TFVが行っている、紛争下の性的暴力被害者の支援は、人権保護と「女性の輝く社会」の実現を進める観点からも重要である。</p>

日本は、TFV への任意拠出を、非締約国や NGO も多く参加している ICC の締約国会議において表明しており、その貢献は世界中に認知され、特にアフリカ諸国から高く評価されている。また、TFV のウェブサイトのトップページにおいても、日本の任意拠出が掲載されたほか、TFV の活動報告書においても、日本が SGBV 被害者支援にイヤマークとして貢献していることが言及されている。
2-3 当該機関の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位の確保
TFV の意思決定機関である理事会（理事は ICC 締約国による選挙で選出）では、野口元郎外務省参与兼最高検察庁検事が理事長を 2 期務めた（任期：2012 年～2015 年、2015 年～2018 年）。個人資格によるものであるが、外務省と野口理事長との間では、頻りに意見交換を行っていた。
2-4 当該機関との間での要人往来、政策対話等
—
2-5 日本企業、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学等との関わり
—

評価基準3 組織・財政マネジメント

3-1 会計年度	1 月から 12 月		
3-2 機関全体の財政状況			
報告年月	2018 年 7 月公表 (2017 年度分)	通貨	ユーロ
予算額	2,174,000 (TFV 事務局分)	決算額	1,704,000 (TFV 事務局分)
予算額・決算額の差	470,000	予算額に占めるその差の割合	22%
65% 以上の場合、その理由	—		
3-3 本拠出の会計報告（イヤマーク拠出分のみ）			
報告年月	—	通貨	—
報告がない場合、その理由	TFV は、その活動全体に関して、締約国会議により任命された外部監査人の監査を受けた会計報告書を提出しており、イヤマーク拠出分のみ会計報告は作成していない。		
予算額	—	決算額	—
予算額・決算額の差	—	予算額に占めるその差の割合	—
65% 以上の場合、その理由	—		
3-4 監査			
(1) 外部監査			
対象年度	2017 年度 (対象期間: 2017 年 1 月～2017 年 12 月)	報告年月	2018 年 6 月受領
実施主体	Cour des Comptes (仏の監査法人)		
財政状況に係る報告が正確かつ適正に作成されていることの確認 (「無」の場合にはその概要及び対応ぶり)		有	
組織・財政マネジメントに係る指摘 (監査報告に含まれている場合) (「有」の場合、3-5 に指摘内容を記入)		有	
(2) 内部監査			
対象年度	対象期間: 2017 年 9 月～2018 年 9 月)	報告年月	2018 年 10 月公表
実施主体	監査委員会 (the Audit Committee)		

対象事項	ガバナンス
3-5 組織・財政マネジメント(人事・予算・調達等)に係る問題の概要・対応ぶり, 更なる改善への取組・成果	
【予算関連】 ●外部監査人は、TFV 事務局に対し、会計報告書に、各プロジェクトへ年間予算の割当等を記載するように推奨していたところ、TFV 事務局は、これに対応した。 ●外部監査人は、TFV 事務局に対し、ローカルパートナーの監査報告を確認するように推奨していたところ、TFV 事務局は、全てのローカルパートナーの監査報告書について、監査することを決定し、その一部については、既に実行に移しており、2019 年中には完全に実行される予定である。 ●外部監査人は、TFV 事務局に対し、フィールドオフィスの担当者に対して、会計研修を実施することを推奨していたところ、TFV 事務局は、新たに会計業務を担当する職員を採用した。 ●外部監査人は、TFV 事務局に対し、ローカルパートナーに対して、会計面の抜き打ち検査の実施を推奨し、TFV 事務局は、一部のローカルパートナーに対しては、同検査を実施した。今後、TFV 事務局の人的体制が強化されることで、同検査をより強化できる予定である。 ●外部監査人は、TFV 事務局に対し、被害者支援プロジェクトへのモニタリングを強化するため、現地チームの強化を推奨し、TFV 事務局は、人的体制強化により対応予定である。 ●外部監査人は、TFV 事務局に対し、組織マネジメントの強化を推奨し、TFV 事務局は、各職員の職務をより明確化した。	

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員数 (原則、各年 12 月末時点、専門職以上。)								
全職員数	日本人職員数		日本人職員 の比率(%)	過去3年の日本人職員数				増減数
	2018	2018		内、幹部	2017	2016	2015	
4	0	0	0	0	0	0	0	0
<input type="checkbox"/>	専門職から幹部職、 幹部職内の昇進有り		名	備考	—			
4-2 当該機関の長等の重要ポストを務めている日本人職員の有無								
—								
4-3 日本人職員の採用・昇進に係る具体的な協力の実績								
—								
4-4 その他特記事項								
・TFV 事務局を含む ICC は、日本政府との間に JPO に関する協定を締結し、JPO を受け入れている。 ・上記に記載したTFV事務局とは別に、TFVの意思決定機関である理事会(理事はICC締約国会議による選挙で選出され、5名で構成)では、野口元郎外務省参与兼最高検察庁検事が理事長を2期務めている(任期:2012年～2015年、2015年～2018年)。 なお、TFV事務局は、上記のとおり少人数で構成されており、一般職も含めて日本人職員は在籍していない。								